

立命館大学法学部ニューズレター

第29号



Newsletter

The Faculty of Law Ritsumeikan University

目次

雑感（学部長挨拶にかえて）	上田 寛	2
「WTO規則と中国法制検討会」に参加して	樋爪 誠	4
「新しい戦争」と国際法		
- 土曜講座講師を経験して	徳川信治	6
ご挨拶に代えて		
- 新任教員の早すぎる思い出話	指宿 信	8
これまでとこれから		
- 専任教員として出発するにあたって	安達光治	10

雑感(学部長挨拶にかえて)

法学部長 上田 寛

大河教授の後を受けて、4月より法学部長を務めることとなりました。自分自身の非力の程は十分に自覚しており、前方に待ち構える諸課題の重さにともすれば押しつぶされそうな圧迫感を覚えますが、副学部長、学生主事、企画委員長をはじめ、多数の先生方のお力も借りつつ、持てる力の限りを尽くして職責を果たしたいと決意しています。

そのような目の緊張を忘れることは困難ですが、ご挨拶の機会を与えられたことを幸いとして、ここでは、大学と法学部について最近考えていることをいささかとりとめなく述べさせていただくことといたします。

その一つは、大学は特別な場所なのだということ。4月当初の法学部懇親会の席上でも述べたことですが、「この地上において大学ほど美しいものはない」というイギリスの詩人(John E. Masefield, 1878-1967)の言葉も、それを引用して世界に広く知らしめたケネディ大統領のアメリカン大学卒業式の演説も、われわれ大学人にとっては格別の深い印象を与えるものです。彼(ら)が指摘するとおり、大学とは「無知を憎む人間が知識を得るために努力し、真実を見たものがそれを他に知らしめようと努力する場所」であるということ、それだからこそ無比の美しさをもっているのだということ、このことこそが大学の原点だと思っております。たしかに、現実の大学には、勉強もせずにゲームセンターと携帯電話に入れ揚げる学生や、研究そのけにビジネスや行政に忙しい教員、思うように動いてくれない事務職員、そして無能な学部執行部はじめ山のような行政機構や何やらがあり、時に教員としての自身の存在と仕事とに限界を感じたり、疑問をおぼえることもあります。しかしそれでも、学び、教えるという共同作業のすばらしさという原点に立ち戻る際には、大学というものを捨てたものではなく、そこで働く機会を与えられた我われは



幸運であると思います。

今は季節の上でも最も美しい時期です。山は新緑に木々は花咲き、キャンパスを渡る風さえ薫るかのようです。しかし、たとえ枯れた芝に雪がこびりつく冬にさえ、大学は美しい場所なのだ。現実にはどうであれ、そうであるべきなのだ、と我われは学生たちに語りかけるべきなのでしょう。ここは、若い多くの個性が真理を求めて集い、学び、理想を語り、情熱と努力とで何ごとかを実現しようとしている場であり、諸君を迎えてさらに輝こうとしているのだ、と。我われ教職員のすべての努力は、まさにそれを実現させることに向けられているのだ、と。

もう一つは、大学の歴史と現在ということです。すでに一昨年、立命館大学法学部は創立百周年を迎えました。立命館と法学部との現在の地位の多くは、まさにこの百年の伝統に依存するものといってよいでしょう。しかし、この百年は日本全体にとってもそうであったと同じに決して平坦な道程であったわけではなく、多くの困難な局面を経てきています。それを振り返るとき思うのは、それぞれの局面においてなされた一つ一つの政策判断の持つ意味です。あたら限り多くの情報に基づき、将来に向けた予測に沿ってなされたそれらではあっても、そのそれぞれの当事者にとっては生身を削るかのよう

な、時には神にもすぎるような、決断であったらうと思います。今日の大学はその上にあるわけですから、それらの政策判断は全体として妥当であったということになるのかも知れません。しかし、過去になされた決断のすべてが正しかったわけではないであろうし、短期間のうちに放棄された政策もあったことは当然です。ここ20数年の大学の発展にかかわってであれば、その時々になされた政策判断のすべてがそのままに最後まで貫徹されたわけではないことを、われわれも直接に知っていることです。一般的な社会情勢も、大学をめぐる問題状況も、誰しも予測しなかった方向や速度で変化することが珍しくない以上、必要な方針変更は当然であろうし、それに後れをとることこそがむしろ犯罪でしょうから、そのような対応を批判することは誰にもできません。ただ、そのこととの関連で思うのは、民主的な討議による合意形成の難しさ、決断者の勇気と批判者の責任などといったことです。静かに胸に手を当てて考えてみると、たとえ会議の末席にしか連座しなかったとはいえ、私自身が誤った決定に関わったこともあったし、大学の発展を基礎付けた政策に反対意見を述べ執行部を批判したこともあったことは事実です。自らの不明を恥じるばかりですが、それだけでは十分でないようにも思われるのです。つまり、一定の政策方針の採用に関わっては、反対する人々との意見交換の中で情勢判断と将来予測とを補強することが求められるとともに、事後の検証の際には、政策決定それ自体の当否についてだけでなく、かつての反対者の誤りとそのよって来た原因とについても、明確にし、確認しあうことが求められるだろうということです。民主主義を実質化する意思決定の制度とともに、また個々の判断者の対応についての、事後の検証と「批判者の還流」とでも呼ぶべきシステムがわれわれには十分でないように思われてなりません。

第二世紀を迎えた立命館大学法学部は、ご承知のとおり、平穩とはおよそ縁遠い激動の中に模索を余儀なくされています。一人わが大学わが学部だけでなく、日本全国の大学法学部が、この間、司法改革とロースクール問題をめぐる急激な変動の最中に投げ入れられています。今さら言うまでもなく、一方では、政治・行政改革や「規制緩和」政策が進むことによって、わが国は「自立した主体」からなる成熟した社会へと変質すると説かれ、その他方で、急激な国際化やボーダレス化にともない日本の国家・社会・企業・市民等の様々な活動は、地域や国家の枠を越えるものとなってきています。これらの変動は究極的には 日本社会における「法的需要」を急速に増大させることになる、と一致して予想されており、それに応えることが全ての大学法学部に求められているわけです。さしあたって先行している法曹養成制度の改革に向けては、私どももすでに、日本型ロースクールである法科大学院について具体的な設置構想を公表しており、その具体化に向けて、また法学部教学全体の改編と既設の大学院法学研究科の再編に向けて、大掛かりな作業を進めています。できるなら、そのような力仕事に早くけりをつけて、自身の本来の研究テーマに戻りたいという欲求を、教員であれば誰しも思わないではないでしょう。老練若手を問わず法学部の教員各位が、いわばその本能的な欲求を押し殺して、この取り組みに投じておられるエネルギーの大きさに、改めて尊敬と感謝の意を表明させていただきたいと思います。と同時に、私自身は、広範な情報の収集と検討の枠組みの拡大に努め、その時々可能な限り誤りのない判断を主導することによって、その職責を誠実に果たしたいと決意しています。各位のご協力をお願いする次第です。

(うえだ・かん 刑事法)

「WTO規則と中国法制検討会」 に参加して

樋爪 誠

1. 突然の中国訪問

昨年の10月の良く晴れた日、いつものように法学部事務室と研究室を行き来しながらゼミの準備等に追われていたところ、当時学部長だった大河純夫教授に呼び止められた。漢字だらけの見慣れぬファクスに目をやりながら、大河教授は唐突に、「中国に行ってくれないか」と私に言った。中国の「社会科学院・法学研究所」（以下、本稿では社会科学院とのみいう）主催のWTOに関するシンポジウムがあるという。本来、適任なのは経済法・国際経済法担当の宮井雅明助教授であるが、外国留学中であつたので私に大役がめぐってきたようであつた。社会科学院と立命館が長年築き上げてきた共同研究の実績は広く知られるところであり、その輪の中に入れるのかとにわかに興奮した。また、国際取引法を主たる研究領域としてきた者にとって、「中国」と「WTO」という二つの大きなテーマを考える機会を得ることはこの上ないチャンスであつた。日ごろ学生に「経験が大事」といっていることもあり、中国に行つたことがない、中国語が話せない、一人で行かなければならないといった不安材料はひとまず無視して、参加の効果意思を明確に表示した。

2. 報告テーマ

話しを受けた直後から、さっそく自分の報告テーマを検討した。シンポジウムの趣旨にあいかつ時機に便した内容はなにか。そのころの中国は、1986年にGATT加盟申請して以来、ついにWTOへの加盟が承認される日を迎えるところであつた（11月10日加盟承認、12月11日加盟発効）。本シンポジウムがそれに対応していることは言うまでもない。農産物三品目（ネギ、シイタケ、儀表）に関する日本の対中暫定セーフガード発動等、考えるべき問題は多数あつたが、今

回は知的財産の並行輸入の問題を選択した。それにはいくつかの理由があつた。

第一に、グローバル市場における知的財産のあり方は、今後、大きな問題となると考えたからである。従来、知的財産は国単位で保護され、各国の技術水準や識別ルールを向上させ、産業の発展をもたらせた。世界のいたるところで国家間の経済協力や地域統合が模索されるなか、知的財産をどういう単位でどの程度保護するのかは、再度検討される必要がある。並行輸入は、国境を越える知的財産の問題である点で、その試金石となり得る。

第二に、この点を考えるに当たり、EUに注目すべき動静が近時見られたことがある。EUは欧州域内を一つの単位として捉える一方、域外からの並行輸入は禁じる方向性を明確に打ち出した。地域統合における並行輸入への処し方の一つを世界に示したともいえる。この欧州の姿勢を他の地域はいかに評価するのか。アジアにおいても早急に議論し意見を交換する必要があると感じた。

第三に、知的財産に対する（東）アジアの観点からの評価を示すべきではないかと考えたからである。そもそも無形の知的創作に対し財産的価値を付与する知的財産という制度について、文化圏の違う東アジアと欧米とではその評価も自ずと違うはずである。しかし、いかんせん今までは欧米主導で議論は進められ、（東）アジア独自の議論はなかつたように思われる。ありていに言えば、WTOによって価値観まで世界水準化することは面白くない。知的財産を手がかりに、そのあたりのことも考えられるのではないかと思った。

3. いざ、北京へ

以上のように、いろいろな思いが頭をめぐらせたのであるが、いかんせん筆が進まず、どたばたと報告原稿をまとめて、11月26日に北京へと旅立った。例の9・11同時多発テロの

影響か、私が今まで乗った国際線の中では信じられないくらい乗客率は低かった。ある意味、テロの本当の恐ろしさを見たような気もした。空港には、社会科学院の呂艶濱(Lv Yan Bin)さんが迎えに来てくれた。20代半ばの日本語の堪能な青年で、結局、日本への帰路へつくまで、全面的にお世話になった。自分も大学院生のころ同じような仕事をしたことを懐かしく思いながらも、彼ほどにはできなかったと思うほど、よくしてくださった。その日から三日間、シンポジウムの会場でもあり北京では有名なホテルである友誼賓館に滞在した。

翌27日から、二日間にわたり、シンポジウムが開催された。もちろん初対面の人ばかりであったので、緊張感は増すばかりであったが、日本でも著名な王家福先生にねぎらいの言葉をかけていただき、少し落ち着いたところでシンポジウムは始まった。その概要は以下のとおりである。

11月27日(火曜日) 開会式

第1テーマ：WTO規則の中国法制に対する影響(4名報告) **第2テーマ**：WTO加入後の中国経済法の完全性(8名報告)

11月28日(水曜日)

第3テーマ：WTO規則と中国知的財産権法律制度(2名報告) **第4テーマ**：WTO加入後の産業政策の選択と立法政策(3名報告) **第5テーマ**：WTO紛争解決の構造問題(4名報告) **第6テーマ**：WTO規則の司法実施構造(3名報告)

全報告者のうち、オーストラリアとアメリカの研究者が1名ずつ、アメリカの駐中実務家1名と私の4名以外が中国の研究者という

構成であった。私は第3テーマの最初の報告者として参加した。

4. いつの日か・・・

英語と中国語が飛び交う会場は、フロアからの発言も多く、活気に満ちていた。その熱気は懇親会にも引き継がれ、終日充実した日々を送ることができた。全体としては、WTOの規則を中国全体に周知する枠組みをいかにつくるのか、WTOの紛争処理制度を中国がいかに受け入れるのかといった点を主軸として、国際法、国内法の様々な観点から論争が展開された。さて、私の提案はというと、少なからず関心は持っていただけたと思うが、上記構成からも分かるとおり、やや各論的な問題となったかもしれない。それでも、参加者からは多様な意見をもらい、逆に私のほうが刺激を受けた場面も多かった。これらの点については、近々しっかり整理して、日本でも報告したいと考えている。

ただ、正直言えばもう少ししっかり準備して、多くの方と意見交換がしたかった。逆にそれができればこんなにすばらしい場はないと実感した。いつの日か、自分の研究を更に高めて、こういった場にまた参加したいと思う。また、参加しなければ、日本での研究は研究のグローバル化の波に飲まれてしまうのではないかと感じた。

最後になったが、社会科学院の方々には大変お世話になった。とりわけ、事前の連絡でお世話になった劉俊海(Liu Junnai)さんと先にあげた呂艶濱さんには心から感謝の意を表したい。

(ひづめ・まこと 国際私法)



「新しい戦争」と国際法

- 土曜講座講師を経験して

徳川 信治

2002年2月期の立命館土曜講座は、「国際社会における紛争と秩序形成」という特集を組んだ。その一つとして、私は、「『新しい戦争』と国際法」という題で講演をすることとなった。私自身、この土曜講座を担当するのは2度目であるが、いつもの大学の講義とは異なる雰囲気緊張する。講演内容は、2001年9月11日にアメリカでおきた同時多発テロを契機とした一連のアメリカの行動を国際法の観点からいかに考えるかということであった。まず、9月11日事件が発生した直後より、アメリカによる「報復」という言葉が新聞紙上でにぎわっていた。しかし、私には、それに違和感を覚えた。それが法的な概念ではなく社会的・政治的な用語であることであったとしても、なぜ「しかえし」を意味する「報復」を簡単に使えるのであろうか。実際にはブッシュ大統領が使用したものであり、それを引用したものに過ぎないのであろうが、それが批判なく新聞紙上で受け入れられる状況は、国際社会では、自らの権利に対する侵害に対しては武力による攻撃がいとも簡単に受け入れられるものであるという風潮を作り出すものではないのかと考えられよう。「正義」の名の下に行われたこの武力攻撃によって、それに伴う大量の死傷者・重大な人権侵害の発生の存在が忘れ去られてしまう、この危険性がないのだろうか。実際、米国は、政治的には「報復」という言葉で、市民・国際社会の世論の支持を取り付けたが、法的場面においては、米国はこの用語を使用せず、「自衛権」の主張を行い、一連の行動に出た。しかし、「報復」は「しかえし」であるが、「自衛権」はいわゆる「正当防衛」である。これらはまったく異なるのである。それでは、自衛権はいかなる場合に行行使することができるのであろうか。現在においては、国

際連合（以下、国連）という国際機構による集団安全保障体制という安全の担保措置があり、その措置が講じられるまでというのが、国連憲章51条の規定である。さらに、自衛権を行使できる対象は、一般に「国家」に限定されると考えられてきた。したがって、今回のような私人の集団であるテロ集団に対する自衛権の行使は、国連憲章成立当初は予想していなかったものであるといえよう。とすれば、国連憲章の予定していなかった「すきま」にいかに対処するかが問題となる。個別国家の判断による「自衛権」の行使なのか、あるいは国連という「担保措置」による行動なのか。それとも双方とも許されるのか。今回の事態には、国連安保理による「平和に対する脅威」認定があったとはいえ、個別国家（米英）の判断に基づく武力行使であった。「すきま」を埋める作業が、このように個別国家によるものであるとすれば、濫用の危険性は発生しないのであろうか。突き詰めれば、自衛権から、いわゆる自己保存権への拡張を伴って、現在の国際社会で強行規範といわれる「戦争の違法化」「武力行使禁止原則」がなし崩しになってしまうのではないかという危険性を孕んではいけないであろうか。国連の中で、国際社会の平和や安全に主要な役割を果たすことが期待され、安全の担保措置の中核に位置し、他の国にはない特権を得ている米英が、その役割との関係で、本当に今回の行動に出たことが許されるのか問題となろう。私人の集団に対する自衛権の行使は、国際法が国家間を規律し、私人と国家の関係や私人間の問題を国内法処理に委ねてきた法である以上、特別にこの問題を規律する法規がない場合には、正当化根拠に乏しい。さらに、とりわけ事件発生後1ヶ月を過ぎてからの自衛権行使は、その正当化は困難であ

る。なぜなら、「正当防衛」行動が、侵害行動が終了したあるいは現在行われていない場合には、許されないのと同じ理由である。たとえテロ集団に対する自衛権の行使が認められたとしても、今回の事件に直接関与していたわけではないアフガニスタン国家やタリバン政権をも対象とした武力攻撃までも、「自衛権」の主張で正当化することは、かなり無理があるといわざるを得ない。アフガニスタン北方に広がる中央アジアに豊富な石油及び天然ガス資源が存在し、その開発と輸送手段（パイプライン敷設）をめぐる議論が、中東問題ともあわせて、数年前より新聞報道があることを鑑みれば、古来より交通の要衝であるとされたアフガニスタンに対する利権がらみでの行動であるとも推測される。もしそうであるならば、国際社会の平和と安全のための行動とはいふことはできないのであり、また米英はみずからに課せられた責任の放棄ということになる。国際社会が、平和で安全は社会として組織化されることを願って国連が創設された。さらに、現代の国際法は、武力行使禁止原則の中にあり、その中核に国連が位置づけられる。そうした流れが現代の国際法の中にある。とすれば今回の米国の行動（英国も含む）は、時代の逆行する行動のように思われる。講演の最後に、この事件を契機としてこれからの日本の国際社会における立場を考える材料として、海外のマスメディアの反応を述べた。というのも、2001年9月11日当時、私はたまたまフランスに滞在していたからであった。事件当日そして翌日のフランスのテレビは、私のにとっては異様であった。とにかく、キャスターが事件概要を行うたびに、「ジャボン」

（フランス語で日本の意）またはその形容詞形が多用されていたからである。ホテルの一室で他の用事をしながら音声を耳にしていたので、日本でも何かおきたのかと思ったくらいである。その実は、事件の概要が、日本が第2次世界大戦中に行ってきた行動と比較されていたからであった。つまり、今回の事件の映像と「パールハーバー」（真珠湾攻撃）や「カミカゼ」（特攻隊）の映像とダブらせ、同じような状況が今回も生じたこと、そしてこれが東洋の考え方であることが強調されていたのであった。事件翌日ぐらいいなれば、犯人らは日本製のゲームソフトによって犯行のシミュレーションを行っていたことまでが報道され、この事件でかなり日本が登場することとなった。帰国後にも、アメリカでも「パールハーバー」や「カミカゼ」が報道されるとともに、救出作業の映像と「硫黄島占領」の写真がダブらせて報道されていることも知り、現代国際社会において日本は、いまだこうした視点で位置づけられていることをまざまざと見せ付けられたようでもある。こうした私の経験を踏まえた情報を最後に伝えて、それらを私たちがどう受け止めるべきが考える必要があるということを述べて終わった。質疑でも、法的な問題を含めてさまざまな意見があったが、年配の方が、今の若者がどう受け止めているのか、また主体的なものとなっているのかについて質問された。この点は、学生自身の問題であるとともに、大学で教育を携わる私に対しても大きな課題を突きつけられたような思いがした。

（とくがわ・しんじ 国際法）

ご挨拶に代えて -

- 新任教員の早すぎる思い出話

指宿 信

京都に来て早速、研究会に参加する機会を得た。会場とある高名な刑事法の先生に「ところで指宿君は立命で"情報"をやるの、それとも"刑訴"ですか」と質問を受けた。刑事訴訟法ですとは答えたのだけれども、刑事法の世界ですらわたしが「情報」をやっているイメージの方が強いことを自覚した(遅すぎ、という声もどこから)。

「先生は、実際は何法なんですか」という質問を受けることもしばしばなので、当人にとっては別段いまさらというわけではない(本当を言えば、わたしの本の後ろに書いてあるでしょ、と答えてやりたい気分なんだが)。実際に、最近では書くものは情報系と刑事系が半々くらいであるので、どう認知されようとそれはそちら次第という感じである。

* *

もっとも、わたしがコンピュータ・ネットワークの世界にどっぷりと浸かることになったきっかけは、刑事訴訟法の仕事のお陰であることは強調しておいてもいいと思っている。パソコン通信という、インターネット普及以前のコンピュータ・ネットワークの中心的环境に入ったのは91年のことだが、ときは丁度、日弁連や市民レベルで司法改革の必要が説かれ始めた頃だった。陪審制度導入(戦前に有していたので、復活と言うべきであるのだが)の是非をめぐっての議論もかなり活発化していた折、あのロサンゼルス大暴動事件の契機となった、アフリカ系黒人ロドニー・キング氏への白人警官の暴行を無罪とした陪審評決が出た。いわゆる「ロドニー・キング事件」である。

出版社の求めで(その経緯もひとつのドラマになるのだが、今回は省いておく)、この評決に関する評論を引き受けたのだが、いかんせん資料に乏しい。そこで、当時使っていたニフティ・サーブという(今では国内最大手のプロバイダーとなった)パソコン通信網から、米国



のコンピュ・サーブという米国最大手のプロバイダーに専用線が入っていけるのを思い出し、同社のデータベース・サービスからロサンゼルス地方紙の検索を始めた。当時はまだ固定制などという料金システムは存在せず、従量制であった。ニフティ・サーブはもちろん、コンピュ・サーブの利用料金も、専用線の利用料金も、高額だったデータベースの利用料金も従量制で課金されたため、その支払いは原稿料の10倍くらいに膨らんだ。

今では海外のニュースもウェブ上で無料だ。データベースの利用料金も随分下がっている。ともかく、当時お金がかかったけれども初めて海外のコンピュータ・ネットワークに接続し、情報を収集できた感激は大きかった。データベースばかりではない。ニフティ・サーブには、「フォーラム」という一種の仮想会議室があって、いろんなジャンル、専門別に「部屋」が設けられていて、情報交換や議論やたわいもないおしゃべりも含めて、電子的な会話が交わされている。キング事件の英文報道中に出てきた警官の身体技の英語の意味がよくわからず(大学で手にできるあらゆる辞書に当たったが載っていなかった)、困った末格闘技系のフォーラムを見つけて質問をポストすると、あっという間に疑問が解決した。

たった10年前のことだが、まだ「法律判例文献情報」のCD-ROMもなければ、当時の鹿児島大学の法学科には図書館の目録データベースと繋がったIBMマシンが一台だけ所蔵されていたように記憶している。わたしの場合、最初は1200bpsというとんでもない低速でワープロ専用機から米国まで繋がっていたのだ。テキストがずらずらと並ぶ画面なので、インターネットしか知らない向きには想像もできないだろうが、ブロードバンドとか動画再生なんていうのは夢のまた夢のような時代だった。新聞記事などのデータベースばかりではなく、雑誌論文の書誌情報も重宝した(さらには刑事系専門の書誌情報データベースまで整備されていることを知ったときには驚愕したが)。

丁度同じ頃、博士論文を単行本として出版するに先立って、法律系のフォーラムで数ヶ月にわたって議論ができ、現実世界では不可能とも思えるほどの濃密かつ長期にわたる知的刺激を与えてもらった。しばしば、ネットワークは地方と中央の格差を埋めると言われることがあるが、こうした息の長いヴァーチャルなコミュニケーションは何も地方に在住している者だけの福音ではないように感じた。フォーラムへの感謝の気持ちは書物の謝辞にも記している(『刑事手続打切りの研究』(1995))。

とは言っても、オンライン・コミュニケーションだの、データベースだのと言っても殆どの同僚には理解されなかった。93年に移ってきた米丸氏だけは違って、インターネットを利用して法律関連の情報を収集することの可能性について見解が一致し、その後の法律時報での共同連載、そして『法律学のためのインターネット』の刊行(1996.2000)に繋がることになった。

他方で、94年にはパソコン通信からインターネットへとネットワーク環境の中心を移していたわたしは、バイナリというフォーマットを使って画像データをネットワーク上で交換することが可能で(まだネットスケープは無かったのだ!)、とりわけポルノグラ

フィの交換が盛んになっており、問題化していることを知る。コンピュータ・ネットワークが情報収集・交換のツールとして画期的なことは疑いないが、ばら色の未来だけではないことが少しずつ明らかになっていった。日本では96年が「インターネット元年」とされているので、社会的にはまださほど広がりのある問題ではなかった。しかし、それこそがサイバー法の萌芽期だった。95年、シカゴ大学にいたローレンス・レッシング(その後、ハーヴァード大に移り、現在スタンフォード大。名著『CODE』の著者)が、イェール・ロー・ジャーナルに"The Path of Cyberlaw"という、クールな小論を寄せたのを読んで(言うまでもなくこのタイトルは、1897年にホームズ判事がハーバード・ロー・レビューに寄せた"The Path of Law"をもじったものだ)、翌年、ミシガン湖から吹付ける強風のシカゴを訪れ彼に会った。その後シカゴへ留学し、滞米中の交流を通じて、『サイバースペース法』(2000)を編むことができた。

また、コンピュータ・ネットワークへの関心は、情報収集ツールから情報発信ツールにも広がった。法律時報の連載を書きながら、米国を別にすると網羅的なインデックスが存在しないことが不満だった(まだその頃YahooもLycosもなかった)。そこで、当時米国で最も著名な法律系リストであったThe Legal Listに倣って、米国以外の法律系サイトの一覧、The World Listを作成、95年の暮れにネットに公開した。わたしの名前をアルファベットで検索してヒットするのは、ほとんどがこのリストへのリンクか紹介のためだ。アップデートもやったが、個人技で持続させるのは不可能なほどインターネットに法律系サイトが溢れたので98年を最後に放ってある。既に秀逸な海外の法律リンクがいくつも登場しており、役目は終わったと感じた。数年前、国際会議に出席した折に司会者から、World Listは何時始めたんだっけ? と尋ねられ、95年だよと答えたところ、本当に先駆的な人物だと言われたときは少々誇らしかった。短い期間だったが、このリストはわたしの数多く書い

たどんな論文よりも(もちろんこのような雑文よりも)人さまのお役に立ったように思える。このリストの作成を通じて得た人脈から、『インターネットで外国法』(1998)が生れた。

そんなこと等を思い出しながら書いていたら紙幅が尽きてしまった。丁度、今日からシ

カゴで開かれるサイバー犯罪の会議に出席する。いよいよサイバー法が世界中の法律界のメイン・トピックになりつつある。刑事法の話しによろやく辿り着いたところでこの小文を閉じることにしよう。(ワシントン・ダレス国際空港ラウンジにて記す)

(いぶすき・まこと 刑事訴訟法)

これまでとこれから

- 専任教員として出発するにあたって -

國學院大學専任講師 安達光治

はじめに

この4月より、立命館大学大学院を巣立ち、東京の國學院大學法学部に専任講師として赴任いたしました。法学部の先生方並びに法学研究科の方々には、これまで一方ならぬご厚誼を賜りながら、急なこととはいえ、きちんとした御挨拶もせず東京へと発ったことを、まずお詫びせねばなりません。あらためてこの場をお借りしご挨拶申し上げる次第です。

私は、修士課程入学以来6年間立命館大学でお世話になったわけですが、人生の節目にあたって、これまでのことを振り返り、またこれからのことにも少し思いを馳せてみたいと思います。

これまでのこと

私が同志社大学を卒業し、立命館大学大学院法学研究科の門を叩いたのは、1996年のことです。刑法を専攻に決めており、松宮先生にご指導頂くことになりました。大げさではなく、松宮先生と出会わなければ、おそらく現在の私はなかったと思います。もっとも、刑法学との出会いは学部時代に遡ります。私は「法学研究会」というサークルに入り、先輩の学生から民法や刑法の基礎を教わりました。中でも刑法の研究会は、面白いものでした。当時の同志社は、大谷實教授の全盛期という感じでし

て、私も講義の傍ら、大谷先生の『刑法講義総論』を熱心に読んだものです。

サークルでの勉強や基本書を読むうちに、次第に刑法学の持つ体系性や論理性に惹かれていきました。

サークルと言えば、大学院入学以後、ともに松宮先生の下で学ぶことになる豊田君(愛知大学で教鞭を採られています。)や平山さん(現在は、羨ましいことにボン大学のヤコブス教授の下で勉強されています。)も、実はサークル活動を通じて知り合った友人です。私のサークルは、討論会と法律相談の両方を行うという無謀かつ贅沢なサークルですが、2人とは討論会における好敵手でした。その3人が、同じ指導教授の下で学ぶことになるのですから、人生とは本当に不思議なものだと今でも思います。2人とは好敵手であり、よき友人です。

大学院の研究では、「客観的帰属論」をテーマとしてきました。このテーマに興味を持ったのは、学部のゼミで「因果関係」を勉強した際、因果関係で結果の帰属のすべてを論じ尽くす通説に納得がいかなかったことがきっかけです。しかし、研究を始めた当時は、すでに山中敬一教授(関西大学)による客観的帰属論の膨大な研究成果が発表され、また「相当因果関係

論の再検討」が学会で議論されるような状況で、私のような初心の院生が出る幕などないのでは、と随分悩みました。そんなとき、「客観的帰属論が、ドイツにおいて通説的地位を占めるに至った経緯をもう一度検討してみたら」とアドヴァイスして頂いたのは、やはり松宮先生です。すでに山中教授の浩瀚な研究を目の当たりにしていた私は、実をいうと半信半疑だったのですが、研究を進めるうちに、従来の学界の議論の問題点が分かってきました。それは、客観的帰属論が、そもそもどのような問題の解決を目指して主張され有力化したのかという、客観的帰属論の意義が、わが国では必ずしも十分に理解されていないということです。

客観的帰属論の意義。これを明らかにすることが、修士論文、さらには博士論文の課題となりました。そして幸いなことに、昨年(2001年)3月、拙稿「客観的帰属論の展開とその課題」により課程博士の学位を取得しました。この研究にあたって私には、直接ご指導頂いた松宮先生以外に、もう一人先達がいると思います。それは「被害者の自己答責性」について研究されていた塩谷先輩(岡山大学で教鞭を採られています。)です。何を隠そう、客観的帰属論の最も大きな理論的・実践的意義は、この被害者の自己答責性の問題を解決することにあるのです。そういう関係もあって、塩谷先輩とはよく遅くまで、互いの研究について議論し合いました。今思えば、これは私にとって得難い財産です。

得難い財産といえば、豊田君、平山さんという同門の同期生、江角君、玄君、野澤君の後輩院生、同じ刑事法の同期生の和田君、さらには研究会で顔を合わせた関西の刑事法専攻院生の皆さんも同様です。彼らとは、大学院の講義だけでなく、「刑法読書会」の事務作業や合宿、読書サークル「刑法輪読会」、私的な飲み会(特に後輩3人は、私の酒飲みによく付き合ってくれました。)、さらには海を渡ってドイツまで、楽しい時間を過ごさせてもらいました。今でも時々あの頃に帰りたくなることがありますが、それだけ、彼らと過ごした時間はかけがえないものです。

これからのこと

現在、私は刑法各論と演習の計4コマの授業を担当しております。こちらの学生は、講義には比較的真面目に出席しますが、立命館の学生と比べるとやや控えめな感じがします。講義では「出来る限り最新の学説・判例の状況を出来る限り分かり易く」モットーにしています。もっとも、「言うは易く行うは難し」で、結局、学生にはかえって分かりにくい講義になっていないか心配ですが・・・学生がおとなしいのに甘えてはいけなさと自戒する毎日です。研究面では、客観的帰属論に関する研究を、完成に向けてさらに進めていかねばなりません。これについては、共犯の限定性の問題に関する論稿を早く出さねばならないのですが(拙稿・立命館法学273号150頁参照)、それに加えて、最近では自招侵害と正当防衛・緊急避難の可否の問題に関心を持っております。幸いなことに、國學院大学法学部は今年で40周年を迎え、論文掲載の機会も多いようですから、頑張っただけでも多くの研究成果を公表していければと思います。また、これからロースクール時代を迎え、大学教員に要求される資質も少しずつ変わっていくのではないかと思います。先行きなお不透明な部分もありますが、来るべき時代における教育・研究の分野で微力ながら貢献出来ることがあれば、私にとっては望外の幸せです。

おわりに

いささか感傷じみた回想とやや大げさな抱負を述べたわけですが、当然ながら、私がここまで来られたのは、先にご紹介した方々をはじめ、先生方のご指導のおかげです。直接ご指導頂いた松宮先生には、そのご恩に対して適切な感謝の言葉も見つからないほどです。生田先生には、私の研究に対し、常に暖かいご配慮を賜りました。講義でご指導頂いたのは研究生の間の短い期間でしたが、よく研究会の帰りなどに、先生と学問研究に関してお話が出来たことは得難い思い出です。久岡先生には、学問はもちろん、「酒」の面でも大変お世話になりました。飲みながら頂戴した先生のご指摘のおかげで、研究の道が開けたのは一度や二度ではあり

ません。上田先生には、研究を進めていく上で貴重なアドバイスをいただくことが出来ました。中村先生からは、私にとって疎かったフランスという世界を教わりました。葛野先生には特に、研究生という苦しい時期に大変お世話になりました。また、学部時代にゼミでご指導頂いた同志社大学の太谷寛先生、出来の悪かった私を一応ドイツ語が読めるまでに育てて下さった上田健二先生にも、感謝申し上げます。

最後に、刑事訴訟法の講義や研究会でお世話になった井戸田先生には、虚心坦懐に研究対象に向かう姿勢の重要さを教えて頂きました。

怠惰で、研究の進捗状況が芳しくなかった私を暖かく見守り、懇切かつ時には厳しくご指導下さった先生方に、あらためて厚くお礼申し上げます。先生方の教えを糧とし、これまでのご恩に報いるべく、今後は新たな職場で研究・教育に力を尽くしていきたいと思っております。

(あだち・こうじ 刑法)

法学部関連の主な学術交流・研究活動 2002年4月～)

- 02年4月4日 国際学術交流研究会：崔達坤氏「北朝鮮家族法における家族の強化
ロシア法および中国法との比較を通じて」コメンテーター 樋爪誠氏
- 02年5月1日 民法法研究会：工藤祐巖氏、小山泰史氏、藤本利一氏「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案について」
- 02年5月11日 立命館土曜講座：中谷猛氏「ナショナル・アイデンティティと日本の将来
『ナショナルなもの』とは何か - 」
- 02年5月17日 政治学研究会：中谷義和氏「『草創期のアメリカ政治学』を書き終えて
- 02年5月18日 立命館土曜講座：川上勉氏「ドイツ占領下フランスのナショナル・
アイデンティティ」

法学部定例研究会：法政研究会・公法研究会 / 民法法研究会 / 政治学研究会・
刑事法研究会

学術研究プロジェクト：人文科学研究所 / 国際言語文化研究所 /
国際地域研究所 / 衣笠総合研究機構

立命館大学法学部ニューズレター

第29号 (2002年6月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町5-6-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>

